

**「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」の新旧対照表**

(令和2年4月1日改定)

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>3 お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、<u>証券取引約款等</u>その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。(なお、この契約中に未施行の法令がある場合は、施行日において適用されたものとみなします)。</p> <p>この約款と、<u>証券取引約款等</u>その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。ただし、この約款と当行預金規定との関係は、第12条に定めるところによります。</p> <p>第28条 (本契約の解除)</p> <p>①～⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ (削除)</p> <p>第31条 (約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>2 前項によるこの約款の変更は、<u>変更を行う旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期(公表日から1ヶ月以上の相当期間を空けるものとします。)</u>を、店頭表示、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>3 前2項による変更は、<u>前項に基づき公表した効力発生時期から適用するものとします。ただし、お客さまの利益に適合する場合の本約款の変更にかかる周知については、変更の効力発生時期と同時または事後に行う場合もあります。</u></p> <p align="right">以上 令和2年4月1日改定</p>	<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>3 お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、<u>投資信託取引約款等</u>その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。(なお、この契約中に未施行の法令がある場合は、施行日において適用されたものとみなします)。</p> <p>この約款と、<u>投資信託取引約款等</u>その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。ただし、この約款と当行預金規定との関係は、第12条に定めるところによります。</p> <p>第28条 (本契約の解除)</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>⑥ <u>お客さまがこの約款の変更</u>に同意されな<u>いとき</u> 当行の定める日</p> <p>第31条 (約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、<u>改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更</u>に同意したものとみなします。</p> <p>2 前項の通知が<u>お客さまの住所変更手続き未了やお客さまの責めに帰すべき事由等により延着または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</u></p> <p>3 第1項の通知は、<u>変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</u></p> <p>附則 <u>この約款は、平成31年1月1日より適用させていただきます。</u></p> <p align="right">以上</p>